

24660—1508
令和元年9月13日

公益社団法人宮崎県医師会
一般社団法人宮崎県歯科医師会
県立こども療育センター
各市町村医務関係主管課
地域医療機能推進機構江南病院
宮崎県済生会日向病院

御中

宮崎県こども政策課長
(公印省略)

事業所内保育施設の認可外保育施設届出対象化について（通知）

平素より、本県の福祉の充実に御尽力いただくとともに、福祉行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、本年7月1日に児童福祉法施行規則の一部が改正され、改正内容について日本医師会を通じて周知依頼があったものと存じますが、10月からの幼児教育保育無償化に向け、改めて周知を図ることといたしました。

つきましては、改正の趣旨及び内容、留意事項等を御了知の上、貴管下の各関係事業者への周知をお願いいたします。

院内に保育施設を設置している事業者においては、宮崎県こども政策課（宮崎市内の施設にあつては宮崎市保育幼稚園課）宛てに、認可外保育施設の届出を行っていただきますようお願いいたします。

なお、既に設置届出書を提出されている事業者、または本年4月1日移行に運営状況報告書を提出されている事業者は、改めて届出を行う必要はございません。

【改正内容の概要】

- 1 全ての事業所内保育施設について、認可外保育施設の届出の対象となる。
- 2 認可外保育施設が提供するサービスの内容及びその金額を変更する場合は、変更の内容及びその理由を掲示しなければならない。なお、認可外保育施設の設置者においては、変更の内容及びその理由について施設内に掲示するだけでなく、保護者に通知及び直接の説明を行うべきである。

【届出の手続きについて】

- ・ 宮崎市内の施設については、下記 URL から書式をダウンロードし、宮崎市保育幼稚園課に御提出ください。

URL : <https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/education/nursery/33156.html>

- ・ 宮崎市以外の施設については、別紙を御参照の上、添付の書式にて宮崎県こども政策課宛てに御提出ください。

幼児教育保育担当 児玉達也

TEL : 0985-26-7057

FAX : 0985-26-3416

E-mail : kodama-tatsuya@pref.miyazaki.lg.jp

認可外保育施設設置の届出について

- 1 必要書類
 - ・認可外保育施設設置届
 - ・別紙様式
 - ・施設配置図・平面図
 - ・写真（園舎の外観、幼稚園併設施設部分の保育室）
 - ・認可外保育に従事する有資格者（保育士・看護師・准看護師）の資格が確認出来る書類の写し
 - ・利用者へのパンフレット等

- 2 提出先
 - 〒880-8501
 - （住所記載不要）
 - 宮崎県こども政策課 児玉達也

- 3 提出方法
 - 郵送または持参

- 4 提出期限
 - 令和元年9月30日（月）必着